

## 洪水ハザードマップ作成要領

「洪水ハザードマップ作成の手引き」は、本要領を具体的に解説したものです

### 第1 目的

この要領は、洪水時の破堤等による浸水状況と避難方法等に係る情報を、住民に分かりやすく提供することを目的とした「洪水ハザードマップ」の作成に関し、基本的事項を定めることにより、地域の特性に応じたソフト面での治水対策を推進し、水防法（昭和24年法律第193号、以下「法」という。）の規定による浸水想定区域制度の円滑な運用に資するとともに、洪水による被害を最小限にとどめることを目的とする。

### 第2 定義

この要領において「洪水ハザードマップ」とは、破堤、はん濫等の浸水情報および避難に関する情報を住民にわかりやすく提供することにより人的被害を防ぐことを主な目的として作成され、以下の条件を満たすものをいう。

- ・ 浸水想定区域が記載されている。
- ・ 避難情報が記載されている。
- ・ 市町村長（特別区を含む。以下同じ。）が作成主体となっている。

### 第3 本要領の適用範囲

本要領は、河川の堤防の破堤等により、浸水被害が発生するおそれのある市町村において、洪水ハザードマップを作成する場合に適用する。

### 第4 洪水ハザードマップの作成

- （1）市町村長は、浸水想定区域図を基本資料として、地方整備局等（地方整備局、北海道開発局及び沖縄総合事務局をいう。以下同じ。）都道府県の協力を得ながら、洪水ハザードマップを作成するものとする。
- （2）市町村長が洪水ハザードマップを作成する場合には、地方整備局等は積極的に支援するものとする。

## 第 5 記載項目

洪水ハザードマップの記載事項は、全ての洪水ハザードマップに原則として記載することが必要な共通項目と、地域の状況に応じて記載するかどうか判断すべき地域項目に分けられる。

### (1) 共通項目

共通項目とは、浸水情報と避難情報として洪水ハザードマップにとって必要最小限の記載項目をいう。

- 浸水想定区域と被害の形態
- 避難場所
- 避難時危険箇所
- 洪水予報等、避難情報の伝達方法
- 気象情報等の在りか

避難場所の記載にあたっての考え方は第 6 を参考として検討する。

### (2) 地域項目

地域項目は、地域の特性に応じて避難時に活用できる情報や、平常時に住民が水害に関する意識を高めるために役立つ項目をいい、記載項目については、作成主体である市町村長が記載するかどうかを判断する。

- 避難活用情報
  - ・浸水想定区域以外の浸水情報
  - ・避難の必要な区域
  - ・河川のはん濫特性
  - ・避難時の心得
  - ・避難勧告等に関する事項
  - ・地下街等に関する情報
  - ・特に防災上の配慮を要する者が利用する施設の情報
  - ・その他
- 災害学習情報
  - ・水害の発生メカニズム、地形とはん濫形態
  - ・洪水の危険性、被害の内容、既往洪水の情報
  - ・気象情報に関する事項
  - ・水害に備えた心構え
  - ・その他

#### 第 6 避難場所の記載についての考え方

避難場所の記載にあたっては、浸水想定区域や土砂災害危険区域等の情報から浸水や土砂災害、高潮等に対する適用性や一時的な避難場所等について検討する。

#### 第 7 広域的避難計画

浸水が予想される区域が広範囲に及ぶ等、市町村界を越えて広域的な住民の避難を必要とする場合は、広域的な避難計画を前提とした洪水ハザードマップ（広域洪水ハザードマップ）の作成を検討するものとする。

#### 第 8 住民等からの意見の反映

市町村長は、洪水ハザードマップの作成に当たり、住民等の意見が反映されるよう努めるものとする。

#### 第 9 市町村地域防災計画との整合

市町村長は、洪水ハザードマップと市町村地域防災計画の整合を図るものとする。

#### 第 10 記載内容の更新

市町村長は、浸水想定区域の指定やその他記載内容の変更状況等を考慮して、洪水ハザードマップの見直しを行うものとする。

#### 第 11 住民への普及

市町村長は、作成した洪水ハザードマップが有効に活用されるよう住民に対し速やかに公表・配布し、その普及に努めるものとする。

